特別地域（特別保護地区）内行為着手済届出書

　自然公園法第20条（第21条）第６項の規定により　　　　　国定公園の特別地域（特別保護地区、湖沼、湿原、物）が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　届出者の住所および氏名

印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 法人にあつては、主たる事務所の所在地および名称ならびに代表者の氏名 |  |

　（宛先）

　　滋賀県知事

（備考）

記入事項および添付図面についてはそれぞれの行為につき、自然公園法第20条（第21条）に準ずること。

ただし、「行為地およびその付近の状況」および「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。